

5 利用者負担額(保育料)

(1)保育料の決定

保育料は、保育施設に入所した児童の世帯のうち、原則、保護者(父母等)の市町村民税の所得割課税額※により決定します。

【利用者負担額表】

単位:円

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は児童福祉法による里親	0	0
第2	第1階層及び第4階層から第11階層までを除き、現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税非課税世帯		
第3	市町村民税課税世帯	7,800	7,600
第4	第1階層を除き、現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 58,000円未満	11,900
第5		58,000円以上 76,000円未満	20,800
第6		76,000円以上 97,000円未満	29,700
第7		97,000円以上 130,000円未満	35,200
第8		130,000円以上 190,300円未満	44,000
第9		190,300円以上 259,200円未満	48,300
第10		259,200円以上 388,500円未満	56,000
第11		388,500円以上	72,800
1. 父母以外の同居者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母のほか、家計の主宰者の市町村民税の所得割課税額も算入します。家計の主宰者の判断は、下記①～③等を総合的に勘案し、判断することになります。 ①児童を所得税の算定上扶養控除の対象としているか ②児童を健康保険等において扶養家族としているか ③その世帯において最多収入、最多納税者であるか 2. 利用者負担額を決定する市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、次の規定は適用しません。 下記の控除前の金額で決定します。 ア 寄付金税額控除 イ 外国税額控除 ウ 配当割・株式譲渡割 エ 配当控除 オ 住宅借入金等特別控除			

※「市民税・県民税納税通知書」または「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご確認ください。

なお、算定の際に住民税の所得割課税額が確認できない場合、利用者負担額(保育料)を最高額で算定する場合がありますので、未申告の方は必ず申告をしてください。

(2)保育料の切り替え時期

令和8年4月～8月分	令和8年9月～令和9年3月分
令和7年度市町村民税に基づく保育料	令和8年度市町村民税に基づく保育料

※毎年9月が切り替え時期となります。

入所施設により支払い方法が異なります。詳しくは8ページ「(7)保育料の納付方法」をご確認ください。

(3) 幼児教育・保育の負担額について

① 保育所・認定こども園【保育所部分利用】

利用者負担額(保育料)

3～5歳児クラス及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童については無償化となりますが、給食費等の実費負担はあります。

給食費

0～2歳児クラスの給食費については保育料の中に含まれていますが、3～5歳児クラスの場合、主食費及び副食費 ※(おかず、おやつなど)が保護者の実費負担となります。



※3～5歳児クラスの副食費については、次のいずれかの場合免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が 57,700 円(ひとり親世帯等は 77,101 円)未満(年収 360 万円相当未満)である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校就学前の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

② 私立幼稚園・認定こども園【幼稚園部分利用】

利用料

満3歳児～5歳児を対象に、新制度未移行幼稚園は月額 25,700 円を上限、新制度幼稚園と認定こども園(幼稚園部分利用)は全額無償化となります。

◆桶川市内の幼稚園(桶川幼稚園、しろがね幼稚園、愛宕幼稚園)は新制度未移行幼稚園です。

◇主食費及び副食費※(おかず、おやつなど)は利用料に含まれず、保護者の実費負担となります。また、通園送迎費や行事費、教材費なども保護者の実費負担となります。

※副食費…満3～5歳児クラスは次のいずれかの場合、月額 4,900 円を上限に免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が77,101円(年収360万円相当)未満である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

預かり保育

3歳児～5歳児及び市町村民税非課税世帯の満3歳児を対象に、保育の必要性が認められる場合、月額 11,300 円(市町村民税非課税世帯の満3歳児は 16,300 円)を上限に「450 円×利用日数」を支給限度額として、預かり保育の利用に要した費用が免除となります。免除の対象となるためには、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

詳しくは、市または施設へお問い合わせください。

(4)ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の保育料の軽減

- ① 市町村民税の所得割課税額が 48,600 円未満の世帯(第 1 階層及び第 2 階層を除く)の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は、利用者負担額表に定める額から 1,000 円を差し引いた額の半額、2 人目以降は無料となります。
- ② 市町村民税の所得割課税額が 48,600 円以上 58,000 円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は半額、2 人目以降は無料となります。
- ③ 市町村民税の所得割課税額が 58,000 円以上 77,101 円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は、保育標準時間の場合月額 9,000 円、保育短時間の場合月額 8,800 円となり、2 人目以降は無料となります。

(5)兄弟姉妹がいる世帯の保育料の軽減

生計を一にする年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降については無料となります。
※3 人目以降については書類提出が必要となる場合があります。

(6)延長保育料

認定区分ごとに利用時間が設定されています。認定された通常の保育時間を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

- ① 公立保育所
保育標準時間の利用は、月額 2,000 円、保育短時間の利用は、月額 1,000 円～3,000 円です。
(朝:1,000 円 夕:2,000 円)
- ② 私立保育所、認定こども園、地域型保育施設
各施設で延長保育料を定めておりますので、直接各施設へお尋ねください。

(7)保育料の納付方法

- ① 保育所(公立及び私立)
市へ納付していただきます。 納付方法は、原則、全員口座振替です。
※入所内定後に口座振替依頼書を提出していただきます。
※毎月、当月分をその月の末日(土日祝日の場合はその翌日)に引き落とします。
- ② 認定こども園、地域型保育施設
各施設へ納付していただきます。
※納付方法は各施設へ確認してください。

